

議案第66号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方公務員法の改正を踏まえ、減給の効果を改める必要があるので、本案を提出いたします。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和30年葛飾区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「範囲で」の次に「その発令の日に受ける」を、「除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。